

鋼船規則

A 編 総則

規
則

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2016年12月27日 規則 第74号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

改正その1

1章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艀装

-27.を-28.に改め、-27.として次の1項を加える。

-27. B編 1.3.1(19)に規定するセルフアンローダ船については、船級符号に“Self-unloader” (略号 SUL) を付記する。

-27~~8~~. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

1.2.7 検査方法

-1.を次のように改める。

-1. B編の関連規定に従い、船級維持検査において特別な検査を実施する **B編 1.3.1(11)** の油タンカー、**1.2.4-2.**の危険化学品ばら積船及び、**B編 1.3.1(13)**のばら積貨物船及び同 **1.3.1(19)**のセルフアンローダ船については、船級符号に“*Enhanced Survey Programme*” (略号 ESP) を付記する。

附 則 (改正その1)

1. この規則は、2017年1月1日から施行する。

1章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艤装*

-27.を-28.に改め，-27.として次の1項を加える。

-27. **GF** 編の適用を受けた船舶については，船級符号に“*Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels*”（略号 *EQULFF*）を付記する。また，使用する燃料については，船級登録原簿に注記として記載する。

~~-278.~~ その他本会が必要と認める場合，船級符号に特別の付記をすることがある。

2章 定義

2.1 一般

2.1.44 から 2.1.49 を 2.1.45 から 2.1.50 に改め，2.1.44 として次の 1 条を加える。

2.1.44 低引火点燃料船

低引火点燃料船とは，GF 編 2.2.1-28.に定義する低引火点燃料を使用する船舶をいう。

2.1.445 建造開始段階にある船舶

建造開始段階にある船舶とは，キールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶のことをいう。なお，ここでいう同様の建造段階とは，次の(1)及び(2)に適合する段階をいう。

- (1) 特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階
- (2) 当該船舶について，50 トン又は全建造材料見積り重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた段階

2.1.456 水密

水密とは，非損傷時及び損傷状態にて想定される水頭下において，任意の方向の水の通過を防止することができる寸法及び配置を有することをいう。損傷状態においては，浸水の間状態を含め最も過酷な状態における水頭を考慮しなければならない。

2.1.467 風雨密

風雨密とは，想定される海象状態において船内に浸水しないことをいう。

2.1.478 キール線

キール線とは，キールに対して平行な線であって，乾舷用長さ (L_f) の中央において，船体中心線におけるキールの頂部又は金属外板を有する船舶でバーキールが外板の下方に延長されている場合には，外板内法線とキールの交差する線を通るもの。

2.1.489 運送許容水分値

運送許容水分値とは，安全に運送できると考えられる貨物の最大含有水分値をいう。

2.1.4950 含有水分値

含有水分値とは，貨物試料総質量に対する貨物試料中に含まれる水，氷又は他の液体の質量を百分率で示したものをいう。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017年7月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021年1月1日以降の引き渡しが行われる船舶
3. 前2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定を適用する。
 - (1) 施行日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 施行日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、施行日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

1章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.5 を次のように改める。

1.2.5 極地氷海船等*

-1. **I編 1章**に掲げる極地氷海船については、**I編附属書 1, 1.2.2**に規定される極地氷海船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) *PC1 : Polar Class 1* (略号 *PC1*)
- (2) *PC2 : Polar Class 2* (略号 *PC2*)
- (3) *PC3 : Polar Class 3* (略号 *PC3*)
- (4) *PC4 : Polar Class 4* (略号 *PC4*)
- (5) *PC5 : Polar Class 5* (略号 *PC5*)
- (6) *PC6 : Polar Class 6* (略号 *PC6*)
- (7) *PC7 : Polar Class 7* (略号 *PC7*)

-2. **I編 1章**に掲げる耐氷船については、**I編 1.2.32**に規定される耐氷船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) *IA Super : Class IA Super Ice Strengthening* (略号 *IA SUPER IS*)
- (2) *IA : Class IA Ice Strengthening* (略号 *IA IS*)
- (3) *IB : Class IB Ice Strengthening* (略号 *IB IS*)
- (4) *IC : Class IC Ice Strengthening* (略号 *IC IS*)
- (5) *ID : Class ID Ice Strengthening* (略号 *ID IS*)

-3. **I編 1章**に掲げる極海航行船については、**I編 1.2.1(1)から(3)**に規定される分類に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) *A類の船舶 : Polar Code Category A* (略号 *PCA*)
- (2) *B類の船舶 : Polar Code Category B* (略号 *PCB*)
- (3) *C類の船舶 : Polar Code Category C* (略号 *PC C*)

~~-4.~~ **C編 1.1.12-1**の規定に従い設計温度 (T_D) に応じた鋼材を船体に使用した低い気温の海域 (例えば、北極海や南氷洋等) を航行する目的の船舶については、船級符号に“*Design Temperature Category : TD*” (略号 *TD*) を付記する。

附 則 (改正その3)

1. この規則は、2017年1月1日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

鋼船規則検査要領

A 編 総則

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016年12月27日 達 第76号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

改正その1

A1 通則

A1.2 船級符号への付記

A1.2.5 を次のように改める。

A1.2.5 耐氷構造等

規則 A 編 1.2.5-~~34~~ の適用上、付記の TD に、検査要領 C 編の表 C1.1.12-1.(1) に掲げる設計温度分類 “ T_{Da} ” から “ T_{Dd} ” に応じて、それぞれ “ a ” から “ d ” の記号を追記する。

附 則（改正その1）

1. この達は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

A2 定義

A2.1 一般

A2.1.29 として次の1条を加える。

A2.1.29 軽荷重量

規則 A 編 2.1.29 の適用上、船上に貯蔵される固定式消火装置用の消火剤（清水、炭酸ガス、ドライケミカル粉末及び泡原液等）の重量は、軽荷重量に含まれる。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。